

改 正 案	現 行
<p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第八条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十三条第一号ニ）において「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一 次に掲げる都市施設</p> <p>イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）</p> <p>(1) 道路法第十三条第一項の指定区間外の国道</p> <p>(2) 都道府県道</p> <p>(3) その他の道路で、車線の数が四以上のもの</p> <p>ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ハ 河川法第四条第一項に規定する一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川</p> <p>二 次に掲げる市街地開発事業</p> <p>イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業</p> <p>ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える防災街区整備事業</p> <p>ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超える土地区画整理事業</p> <p>ニ その他国土交通省令で定める市街地開発事業</p> <p>（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）</p>	<p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第八条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一 次に掲げる都市施設</p> <p>イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）</p> <p>(1) 道路法第十三条第一項の指定区間外の国道</p> <p>(2) 都道府県道</p> <p>(3) その他の道路で、車線の数が四以上のもの</p> <p>ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ハ 河川法第四条第一項に規定する一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川</p> <p>二 次に掲げる市街地開発事業</p> <p>イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業</p> <p>ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える防災街区整備事業</p> <p>ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超える土地区画整理事業</p> <p>ニ その他国土交通省令で定める市街地開発事業</p> <p>（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）</p>

第十三条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 次に掲げる区域内における都市開発事業（次号及び第三号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・五ヘクタール

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

ニ 指定都市の区域

二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が○・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業（次号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・二五ヘクタール

三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第九十二号）第九項に規定する事項として定められた都市開発事業 ○・二ヘクタール

四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業 ○・二ヘクタール

第十三条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業 ○・二ヘクタール

二 当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が○・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業 ○・二五ヘクタール

三 前二号に掲げる都市開発事業以外の都市開発事業 ○・五ヘクタール